

部内資料

NO.4313
号外
2010年
7月28日
(水)

編集発行

日本共産党大阪市議員団
事務局長 西脇直樹

市民の怒りの声と共産党市議団の追及で

大阪市が「預貯金額欄に記載なし」でも「有効」と認める

全国初の悪例、抗議の声に 大阪市も「記載なし」を承諾

預貯金記

日本共産党大阪市議員団が14日に市営住宅入居申込書の「預貯金記載」に関して「法にも条例にも規定されていない不当な強要」と抗議と撤回を要求していたことに対して、23日、大阪市当局は「預貯金の記載がなくても無効にしない。受理します」と、是正回答をして

きました。
しかし、当局は「預貯金額記入」は「住宅困窮度を知る上で必要」と未だ不法不当な運用であることは、認めていません。引き続き、法令上の適正な運用を求めて、声を上げていくことが重要になっています。

わたし考一副団長 談話

7月市営住宅募集は当初、「申込用紙の住宅事情等の預貯金の記入されていない場合は申込み受付できない」と強行な姿勢でしたが、市民団体の皆さんと市議団の素早い対応で、「預貯金の記入が無くても受付ける」ように改善させることができました。

引き続き市議団は、二次審査面接での確認や今後の市営住宅入居申込書、福祉減免申請書へ、預貯金額の記入強要による市営住宅入居申込みの申請権の侵害が

行われないよう、住宅困窮理由に預貯金額の記入は必要ないと、皆さんと力を合わせて頑張ります。



法令に規定されない不当な記載強要 「プライバシー」侵害、裁量権乱用

この問題は、今月8日から始まっている市営住宅申込書で申込者の預貯金額記入を強要することを強行。

日本共産党大阪市議員団は、わたし考一副団長が7日に「これは法と条例に逸脱する不当な制度」と、大阪市当局に抗議、撤回を申し入れました。申込者や居住者の抗議の声が続出していることから、日本共産党大阪市議員団は、14日、2度目の申し入れを下田敏人団長、わたし考一副団長、いなもり豊、はせ正子市議らで、都市整備局住宅部におこないました。

「法令の入居要件にはありません」と、大阪市も認める

公営住宅法では、公営住宅に入居することができる条件は、同法23条に明記、また市営住宅条例では、第5条に明記されています。法や条例には明確に入居要件として「預貯金など」の「資産」に該当する項目の規定はありません。市議員団の指摘に当局も「要件にはありません」と認めました。

市議員団は、更に法や条例に規定がない事柄を市民に強要することは、「プライバシー」の侵害と行政裁量権の濫用であると言及し、大阪府や他の政令市にも全く例がないと強調。「預貯金記載がなくとも申込受付は行うこと」と要望し、当局に再検討するよう迫ってきたものです。

市営住宅 預貯金額 記載問題



大阪市に対して預貯金額記入なしでも申込書の受理を迫る。日本共産党大阪市議員団14日市役所。右より、わたし考一副団長、下田敏人、稲森市議、長谷市議



困窮度判定を歪めた

自民議員質問が引き金

2009年3月12日 計画消防・通常予算委員会議事録より

◆**新田孝委員** 公的なお金が投入される市営住宅には、本当に住宅に困窮している方に入居していただく必要があり、収入だけでなく保有資産も何らかの方法により選考に反映させる必要がある。一つ提案ですが、入居申込書に預貯金などの資産をどの程度持っているのか、現在の住宅に引き続き居住できない理由は記入させてはどうか。

万一、入居申込書の記載内容が偽りが判明した場合、入居の決定を取り消せば、住宅に困っていない方の申し込みを抑制できるのでないか。

◎**内田部管理企画担当課長** 住宅困窮者が市営住宅に入居しやすくなるよう、住宅に困窮していない方の申し込みを抑制することも重要。

入居申込書に住宅困窮理由を記入し、記載内容の偽りが判明した場合、入居決定、承認を取り消しは有効な手段。実施に向け、入居申込書の様式のあり方、早急に検討する。

◆**新田孝委員** 入居申込書の様式を変える。入居者家賃負担は、保有資産がない方は本来の応能応益家賃を適用し、預貯金等の資産を保有している方は別途家賃とすることが必要。家賃決定に収入基準に加え資産基準導入が必要。

現公営住宅法令では、家賃算定は収入のみ、法令改正が必要。直ちに導入

(参考資料)

市営住宅入居申込書 裏

◎下記の「住宅事情等」欄は必ず記入してください。記入されていない場合は申込み受付できません。

収入は表面記載のとおりであり、かつ世帯の預貯金合計は約 万円であるが、次の理由により、現在の住宅に引き続き居住できず、新たに民間住宅を確保できません。

- ③住宅に困っている理由は何ですか。
- 1.家賃が高い
 - 2.住宅が狭い
 - 3.設備が不十分
 - 4.住宅が古くていたんでいる
 - 5.環境が悪い
 - 6.災害の危険がある
 - 7.他の世帯と同居しており、独立したい
 - 8.正当な理由による立ち退きの要求を受けている
 - 9.通勤に不便
 - 10.結婚するため
 - 11.介護等目的の親族との近居
 - 12.その他

○大阪府府営住宅入居申込書には、金額に関する記入はいつさいありません。



け、家賃減免申請書の様式のあり方、その他も早急に検討する。

◆**新田孝委員** 今の収入基準、所得基準等は今まで大阪市の考え方だけけど、他局もいろいろと資産基準を用いることによつて公平性が図れるう場面が多々出てくる。国民健康保険しかり、いろんな場面で出てくる。大きな課題として取り上げ、都市整備局が発信をすれば公平・公正社会が築かれる。

は難しい。問題提起しないと進まない。国にも積極的に提言すべき。

家賃算定に負担の公平を図る観点から、資産基準の導入検討を。

◎**坂本住宅部長** 家賃算定に際しましては、負担の公平性の観点から、応能応益家賃は本当に家賃の支払いが困難な程度に依じて適用されるべき性質のもの。家賃決定のための収入要件に資格要件を加えることができるのか、今後、国とも相談しながら研究していきたい。

◆**新田孝委員** 保有資産の考慮は、家賃福祉減免制度にも当てはまる。収入が著しく少なく保有資産ない方は、家賃を全額負担は困難であから家賃福祉減免を適用し居住の安定を図ることは重要だが、預貯金等資産を保有している方は、たとえ著しく収入が少なくても家賃福祉減免を適用することは適当ではない。入居申し込みと同様、申請書に保有資産の状況を記入させてはどうか。

◎**内田管理企画担当課長** 家賃福祉減免制度も負担の公平性の観点から、本当に家賃の支払いが困難な方に限定して適用することが必要で、そうでない方には適用を控える。

家賃福祉減免申請書に申請者みずからが保有資産の状況を記入、記載内容の偽りが判明した場合は減免措置を取り消すことは有効な手段である。実施に向